

公募型プロポーザル方式による提案書募集の実施公告

令和7年度佐野市特定健診受診率向上事業業務委託について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告します。

令和7年4月11日

佐野市長 金子 裕

1 業務概要

(1) 業務名 令和7年度佐野市特定健診受診率向上事業業務委託

(2) 業務内容

「令和7年度佐野市特定健診受診率向上事業業務委託仕様書」に掲げる業務

(3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月27日までとする。

2 提案限度額

(1) 提案限度額

本業務の提案限度額は、5,500,000円以内とする。(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(2) 最低制限価格 無

3 提案書の提出者に要求される資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 佐野市競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 佐野市のR7・8物品役務入札参加者名簿で、「大分類U(その他の役務の提供)」のうち「小分類3(福祉・医療関連業務)」又は「小分類8(その他の役務の提供)」に登録されている者であること。
- (4) 個人情報の取り扱いに関して、JISQ15001規格に基づくプライバシーマークを取得している、又は、情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001(JISQ27001)の認証を受けていること。
- (5) 過去5年間(令和2年度から令和6年度)に類似する受診勧奨業務(自治体以外の健診の受診勧奨業務や、自治体の特定健診以外の健診(がん検診など)の受診勧奨業務)又は、同種同業務(市町村国保の特定健診受診勧奨業務)について実績を有する者であること。
- (6) 本市の市税の滞納がないこと。
- (7) 応募法人の役員等は、佐野市暴力団排除条例(平成23年佐野市条例第16号)第2条第4項に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続き開始の申し立てがなされていないこと、または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

4 提案内容の評価基準

(1) 業務遂行能力

業務実績・受診率向上実績・実施体制

(2) 総括事項

提案金額・実施方針・提案内容・業務執行技術力・提案の独自性

(3) ヒアリング・プレゼンテーション能力

5 手続き等

(1) 実施要領等の配布方法

① 配布方法 応募者は、実施要領等を佐野市のホームページからダウンロードすること。

(アドレス <http://www.city.sano.lg.jp/>)

② 交付期間 令和7年4月11日(金)から4月28日(月)まで

(2) 参加表明書の提出期限及び提出方法

① 提出期限 令和7年4月28日(月)午後5時15分まで(必着)

② 提出場所 5(4)に同じ

③ 提出方法 持参または郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」、「簡易書留」、「特定記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とする。持参による場合は、休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

① 提出期限 令和7年5月16日(金)午後5時15分まで(必着)

② 提出場所 5(4)に同じ

③ 提出方法 持参すること。休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

(4) 担当課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

佐野市健康医療部医療保険課国保係

TEL 0283-20-3024(直通)

FAX 0283-21-3254

e-mail:iryohoken@city.sano.lg.jp

6 その他

(1) 本業務における契約保証金は免除する。

(2) 契約書作成の要否:要

(3) ヒアリングの有無:無

(4) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は提案書は、無効とする。

(5) 提案に対するプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

(6) 詳細は実施要領による。